

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組 の検証に係る答申素案

- (1)河川の中・上流部や水害リスクの高い地域において、治水安全度を上げる対策の加速化を検討されたい。
- (2)ためる対策等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な指標設定や体制を検討されたい。
- (3)浸水警戒区域の非居住エリアについても指定を推進されたい。
- (4)浸水警戒区域における既存住宅への補助要件を改善されたい。
- (5)避難困難者利用施設（病院、福祉施設等）における人命被害防止策を検討されたい。
- (6)農地を含む貯留機能を有する施設の効果把握と活用・支援について検討されたい。
- (7)社会構造の変化を踏まえ、防災部局、教育関連部局等との連携を一層強化するとともに、水辺に親しむ活動等を通じて“わがこと”として地域防災力の向上を進める施策を推進されたい。

(1)河川の中・上流部や水害リスクの高い地域において、治水安全度を上げる対策の加速化を検討されたい。〈ながす〉

ダムを含む河川整備を基幹的対策として位置づけ、早期に効果を発現する築堤や河道掘削、堤防強化等の河道改修を中心に、ハード対策を推進。この10年間で河川改修事業は59河川、約51.3kmで事業に着手し、26.2kmで完了している。また、堤防強化対策についても13.5kmで必要な対策工事を実施した。

一方、上記の河川改修を進めているが、目標としている治水安全度を確保できている河川の延長は約6割程度であり、特に中・上流部の治水安全度は依然として低い状況にある。

さらに、気候変動に伴い想定されている洪水リスクの増大に対し、国においても流域治水関連法をはじめとした法改正や新たな制度が創設されている。

主な意見（取組方針）

これまで以上に気候変動を考慮した取組が必要。

最大規模の降雨に対して、将来的なハード対策の検討と既存施設の柔軟で弾力的な運用が必要。

ハード整備は時間がかかることから、絶対に守らなければならないところが何処にあるかといった議論が必要。

主な意見（「ながす」対策）

輪中堤や嵩上げなど多様な手法も活用した河川整備が必要。

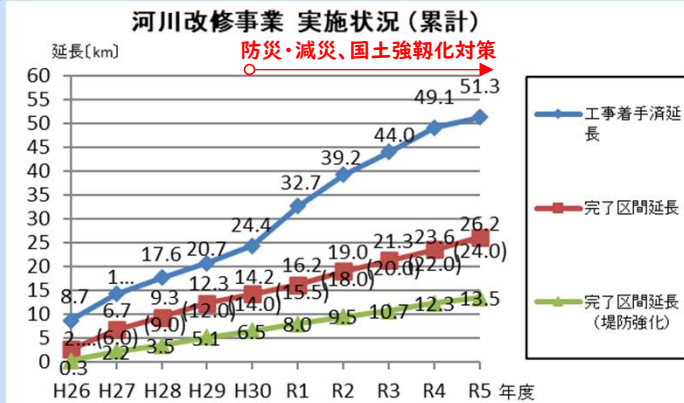
河川内の土砂堆積量の観測が必要。

河川整備の現状(答申素案(1))

議 第 1 号
資 料

河川改修の実施状況について

- 「滋賀県河川整備5ヶ年計画」(第1期:H26~H30)(第2期:R1~R5)に基づき実施
- 「滋賀県河川整備5か年プラン」(第3期:R6~R10)を公表



■天井川の切下げ改修を実施(金勝川)【栗東市川辺地先】↑



河川整備等の実施状況

- 河川改修事業
59河川
事業着手約51.3km【10年間】
(内26.2km完)
- 堤防強化対策
13.5km【10年間】
- 河川整備率約56%【R6.3末時点】



■放水路の整備を実施(青井川)【高島市鴨、安曇川町三尾里地先】↑



河川維持管理の現状(答申素案(1))

議 第 1 号
資 料

河川維持管理の実施状況について

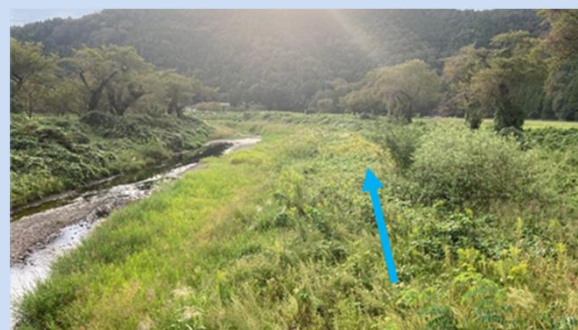
- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開、堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施



■竹木伐開を実施(鴨川)【高島市鴨地先】↑

河川維持管理の実施状況

- 堆積土砂撤去
1,278千㎡【10年間】
- 竹木伐開
3,726千㎡【10年間】
- 護岸補修等
147河川【R5年度実績】



■堆積土砂撤去を実施(余呉川)【長浜市木之本町黒田地先】↑

(2) ためる対策等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な指標設定や体制を検討されたい。＜全体・ためる＞

森林保全は琵琶湖環境部、農地やため池の保全は農政水産部、流域治水や河川整備、土砂災害対策は土木交通部など、現状では各部局で個別に施策展開されており、特に森林や農地に関する「ためる対策」の指標設定や県施設の雨水貯留対策等の進捗に課題がある。

主な意見（「ためる」対策）

水田貯留やグラウンド貯留の推進

森林機能が相当衰退しており、対応が必要
（森林整備等の効果を示す定量的指標・モニタリングが必要）

ため池の改修促進を急いでほしい

主な意見（取組方針）

複数部局にまたがる施策について議論が必要

組織体制の現状(答申素案(2))

議 第 1 号
資 料

現状の組織体制

組織：琵琶湖水政対策本部の琵琶湖流域治水推進部会

構成：(知事公室)	防災危機管理局長
(総合企画部)	企画調整課長、県民活動生活課長
(総務部)	市町振興課長
(琵琶湖環境部)	環境政策課長、琵琶湖保全再生課長、 下水道課長、森林政策課長、 森林保全課長
(健康医療福祉部)	健康福祉政策課長
(農政水産部)	農政課長、みらいの農業振興課長、 耕地課長、農村振興課長
(土木交通部)	監理課長、道路整備課長、道路保全課長、 都市計画課長、住宅課長、建築課長、 流域政策局副局長(兼広域河川政策室長)、 流域治水政策室長、河川・港湾室長、 水源地域対策室長、砂防室長 各土木事務所・支所
(土木事務所)	所長、長浜土木事務所木之本支所長
(教育委員会事務局)	教育総務課長、高校教育課長、 幼小中教育課長、生涯学習課長、 保険体育課長

部会長：流域政策局長

課題

・流域治水政策の構築および推進を目的とした部会

【現状】①流域治水施策推進に係る専門的組織がない

②条例に基づく施策の実施状況を各部局から聞き取り、共有しているのみ。

【課題】①条例に基づく施策は、各部局の判断で実施している。

②実施している施策の治水効果が不明確なものがある。

③各施策の評価指標や目標設定等について学識経験者や実務経験者などの助言が必要

森林衰退の現状(答申素案(1))

議 第 1 号
資 料

森林衰退への対応

◆環境に配慮した森林づくり

○人工林等において、間伐等の森林整備を1,668ha実施。

【R5年度実績】

○下層植生回復に関する調査研究等を実施

森林衰退への課題

長期にわたる林業生産活動の低迷、農山村地域における過疎化・高齢化の進行等により、適切な管理が行われない森林の増加が懸念される。立地条件に優れた「循環林」での「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルの確立、奥地林等の「環境林」での自然のサイクルで維持される森林への誘導、および森林の下層植生に関するモニタリング等により水源かん養等森林の多面的機能の持続的発揮につなげる必要がある。



農地の保全対策の現状（答申素案（2））

議 第 1 号
資 料

農地保全への対応

◆世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

○農地法面の草刈り等に対する「農地維持支払」

⇒ 534組織（交付対象面積36,004ha）を対象に、
地域共同活動を支援【R5年度実績】

○水路等の軽微な補修等に対する「資源向上支払」

⇒ 468組織（交付対象面積34,268ha）を対象に、
地域共同活動を支援【R5年度実績】

農地保全への課題

農家の高齢化、土地持ち非農家の増加、過疎化の進行等により、多面的機能の維持・発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の維持、事務の簡素化、活動組織の広域化による体制強化等活動の定着化が必要である。



雨水貯留浸透対策の現状（答申素案（3））

議 第 1 号
資 料

県整備施設の対応

◆彦根総合スポーツ公園の整備

- 公園内の雨水排水量を低減する対策として、一部駐車場に芝生舗装による雨水浸透対策を実施。
- HATOスタジアムの地下に雨水貯留槽を整備することで、芝生などへの散水等雨水の利活用を実施している。
- 陸上競技場の公認取得等の制限があり、グラウンド貯留対策については実施出来なかった。



写真：彦根総合スポーツ公園

県内の雨水貯留対策実施状況

◆雨水貯留式公用駐車場の整備（彦根市）

- 彦根市では駐車場での雨水貯留施設を整備された事例が報告されているが、県を含め他の市町でも実施事例は少ないため、今後どの様に雨水貯留浸透施設の整備を広めていくかが課題。



写真：雨水貯留式公用車駐車場（彦根市）

(3)浸水警戒区域の非居住エリアについても指定を推進されたい。
＜とどめる＞

1/200確率降雨で浸水深3m以上の区域に人家があるもしくは人家が隣接しているエリアを重点地区とし、当該区域で優先して区域指定を推進。

候補地約50地区のうち、20地区で指定済（令和6年3月時点）。

浸水警戒区域の指定前に、非居住地であった農地に十分な対策をせずに人家が建築された地区がある。

令和4年の都計法改正により、法第34条11号および12号で市街化調整区域において想定浸水深3m以上の区域の開発許可が厳格化された。

主な意見（「とどめる」対策）

非居住地においても区域指定を進めるべき。（浸水警戒区域指定の迅速化）

コンパクトシティとの連携が必要である。

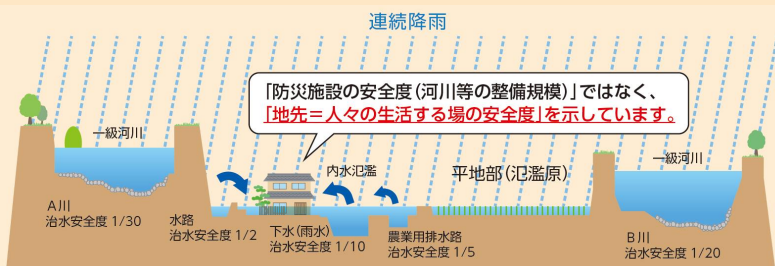
浸水警戒区域指定の現状(答申素案(3))

議 第 1 号
資 料

現在の取組状況

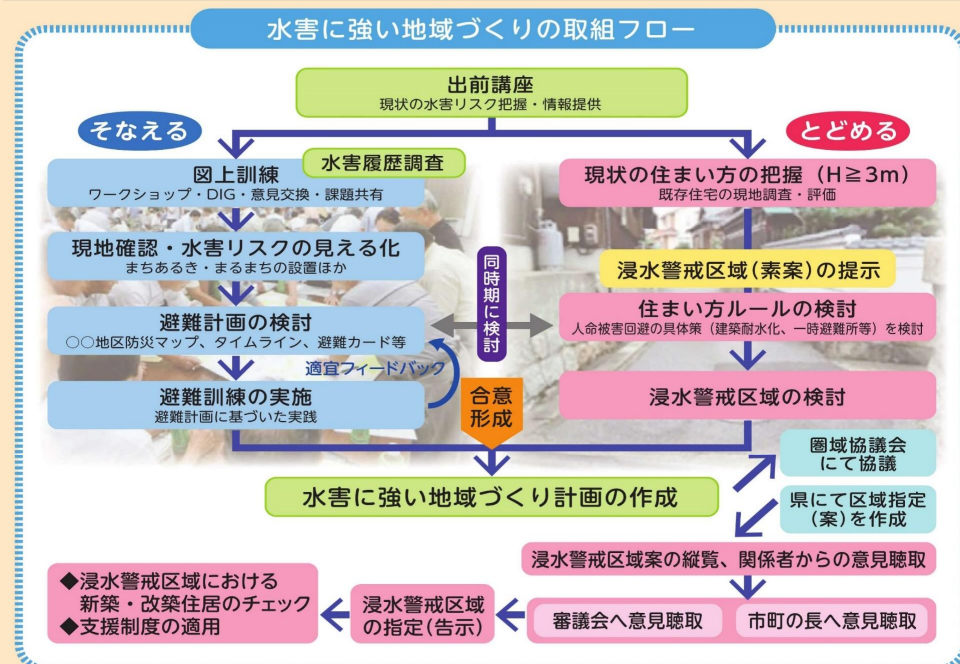
- 5年に1度の頻度で「地先の安全度マップ」を更新。
大きな河川だけではなく、中小河川や身近な水路の氾濫も考慮しています。
➡ **実現象に近い予測** ※琵琶湖からの氾濫は考慮していません。
- 「地先の安全度マップ」200年確率降雨時に3m以上の浸水が予測されるエリアで、家屋があるか開発の可能性が高い地区を「重点地区」として、水害・土砂災害に強い地域づくりを推進。
- 令和6年3月末時点で、重点地区約50地区に対し20地区で浸水警戒区域の指定が完了。
令和4年8月の豪雨で長浜市木之本町大見では自主避難により人的被害無し

地先の安全度マップ(5年に1度更新)



県ホームページで
200年確率降雨
100年確率降雨
10年確率降雨
を公表

重点地区における水害に強い地域づくりの取組



住民と官の連携

➡ **防災意識の向上**

安全な住み方を検討

➡ **将来にわたって命を守る**



※重点地区=3m以上の浸水深+家屋等

県内の浸水深が深いエリアの現状(答申素案(3))

議 第 1 号
資 料

課題

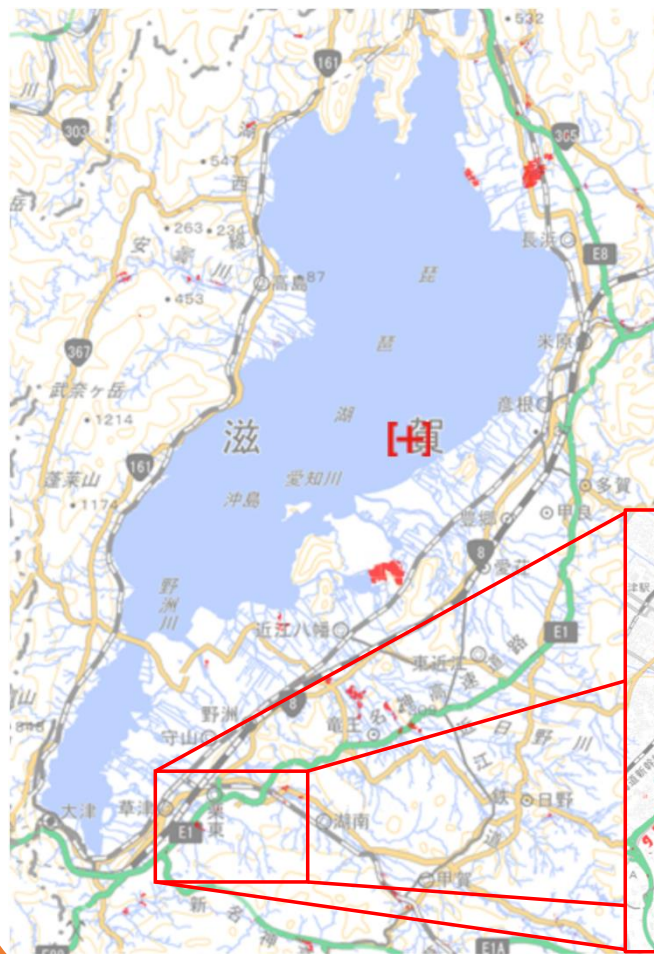
- ・「地先の安全度マップ」200年確率降雨時に3m以上の浸水が予測されるエリアで、家屋等がなかった農地へ人家が建築されている。

※「人命最優先」により重点地区の取組を優先しており、非居住エリアの浸水リスクの高い土地への区域指定を行ってこなかった。

- ・非居住エリアの浸水警戒区域指定に係るインセンティブ。

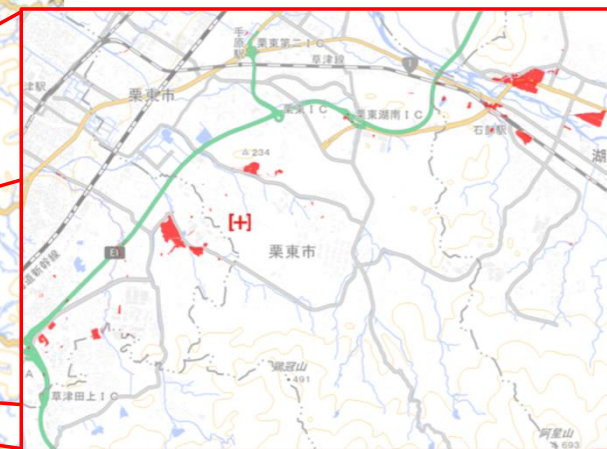
※現状は、区域指定後の既存不適格住宅に対する嵩上げ補助を実施。

県内に点在する「特に安全な住まい方が必要なエリア」



※3m以上浸水するおそれがある区域
(地先の安全度マップ200年確率降雨時)

家屋が無いことから重点地区に位置づけられていないが、草津市などの市街地にも浸水リスクが高いエリアが存在。



(4)浸水警戒区域における既存住宅への補助要件を改善されたい。 <とどめる>

浸水警戒区域における既存住宅を対象に、①または②のいずれかを補助する制度を創設している。

①家屋を嵩上げする場合には、想定水位と地盤面の高さの差が3m未満となる最小の盛土高までの費用の1/2

②避難場所を整備する場合には、想定水位まで盛土する費用の1/2

平成29年度以降、浸水警戒区域の指定を進め、令和5年度末時点20地区で指定しているが、本補助制度の利用実績はない。

主な意見（「とどめる」対策）

浸水警戒区域に関する補助メニューは、嵩上げ補助のみ

住宅の移転等きめ細やかなニーズへの対応が必要。

浸水警戒区域における補助制度の現状(答申素案(4))

議 第 1 号
資 料

現在の支援制度について

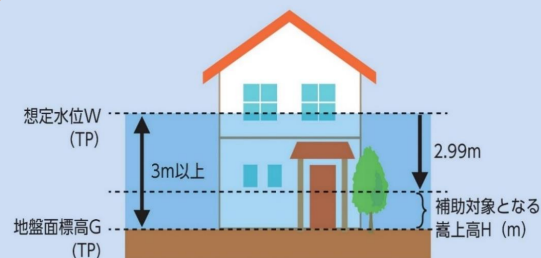
- ・浸水警戒区域を指定した時点で避難空間がない住宅(既存不適格住宅)を対象に、建て替え時に「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」により浸水害対策費用を補助。
- ・補助対象メニューは、「土盛り」「高基礎」「バルコニー設置」「RC/鉄骨造」「屋上設置」「屋根裏部屋+天窓(非常用進入口)設置」があるが、補助額の算定は、**想定水位と地盤面の高さの差が3m未満となる最小の盛土高までの費用の1/2。**

※上限4,000,000円

課題

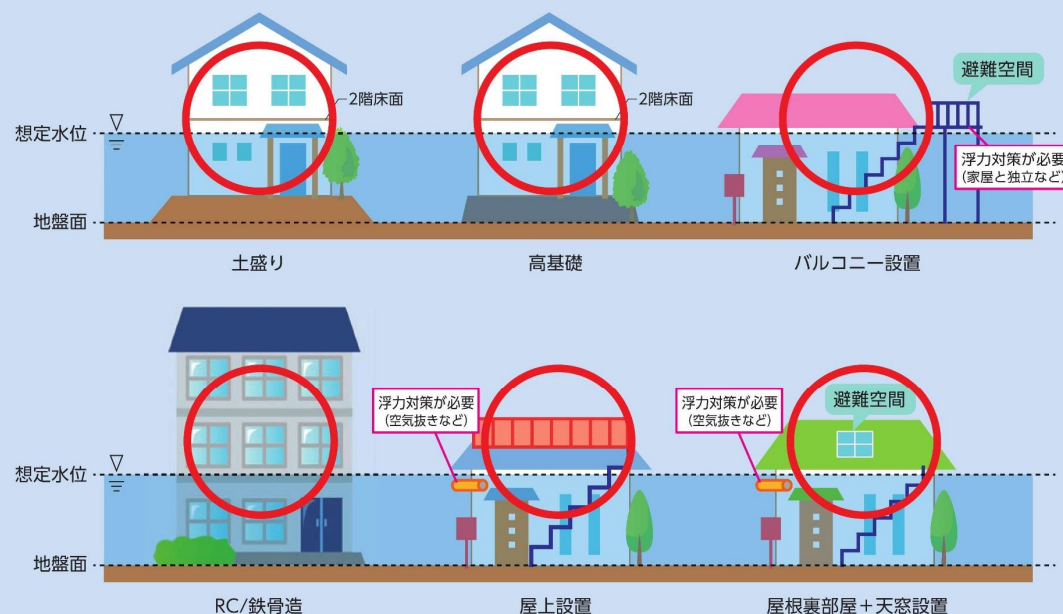
- ・平成29年度以降、浸水警戒区域の指定を進め、令和6年3月末時点で20地区の指定が完了しているが、当該支援制度の利用実績は無い。
- ・指定済みの浸水警戒区域には、平屋も複数存在している。建て替え前であっても避難空間を整備するための費用を支援する仕組みが必要。

宅地嵩上げ浸水対策促進事業の概要



- ・浸水警戒区域内家屋数 209軒
- ・支援対象家屋数 154軒
- 内 平屋家屋数 33軒
- ※令和6年末時点

土盛りによる嵩上げ以外の方法でも事業の対象になります



(5)避難困難者利用施設（病院、福祉施設等）における人命被害防止策を検討されたい。＜そなえる・とどめる＞

【県・条例】

1/200確率降雨で浸水深3m以上の区域にある人家および社会福祉施設等の新築・増改築の際には、

- ①想定水位以上に避難空間を確保すること、
- ②付近に有効な避難場所があることを許可基準とした建築規制を行っている。

※社会福祉施設等については②の要件は対象外。

【国・法律】

令和3年に特定都市河川浸水被害対策法が改正され、要配慮者等の保護を目的とした浸水被害防止区域が位置づけられた。

※避難困難者については3m以下の浸水深でも人命被害の危険性がある。

主な意見（「そなえる」対策）

浸水警戒区域での強制的な避難を促す取組を推進すべき

主な意見（「とどめる」対策）

浸水警戒区域内の社会福祉施設等の開発規制を行うべき

現条例の建築制限等と国の現状(答申素案(5))

議 第 1 号
資 料

現条例による建築制限等内容について

- ・浸水警戒区域内(想定水位3m以上)における建築制限は、居住の用に供する建築物または社会福祉施設等。
- ・浸水警戒区域内については、想定水位以上に避難できる場所を設ける
- ・3m未満の想定水位に対しては、流域治水条例第24条により10年確率降雨で想定浸水深0.5mとなる土地を新たに市街化区域に含めないものとしている。

現条例の課題

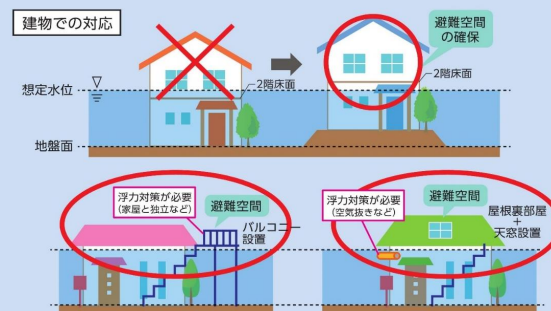
- ・避難困難者については、3m以下の浸水深でも人命被害の危険性がある。※建物内の2階にも避難出来ない人への対応が出来ていない。
- ・既指定の市街化区域に対して、制限が設けられていない。

国の動向について

- ・令和3年の特定都市河川浸水被害対策法の改正による浸水被害防止区域では、中高頻度の雨による0.5m以上の浸水に対し、非自己居住用住宅および要配慮者施設の開発行為が制限。

浸水警戒区域における要配慮者施設の建築制限 (200年確率降雨:浸水深3.0m以上)

- ① 想定水位以上に、避難できる場所(盛土による嵩上げやバルコニー、屋根裏部屋+非常用の進入口となる窓等、屋上等)がある。
- ② 想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。
- ③ 「**付近に有効な避難場所があること**」を許可基準に含めていない。



浸水被害防止区域における要配慮者施設の建築制限 (中高頻度確率降雨:浸水深0.5m以上)

- ① 自己居住用住宅以外の開発を原則禁止。
- ② 高齢者福祉施設について、新規整備を補助対象から原則除外。
- ③ 住宅、要配慮者施設等の安全性を事前確認
(居室の床面の高さが基準水位以上、洪水等に対して安全な構造 = 敷地の嵩上げ、ピロティ等)



(6)農地を含む貯留機能を有する施設の効果把握と活用・支援について検討されたい。〈とどめる〉

既往出水に伴い、霞堤部の農業者等から浸水被害への対応を求められている。

令和5年度に国より、特定都市河川浸水被害対策法の貯留機能保全区域への支援として、貯留機能保全区域に指定された区域において、河川管理者が土砂掘削や畔の補修等の対応が可能となる制度が示された。

主な意見（「とどめる」対策）

河川水を農地にあえて侵入させることで、市街地への被害を軽減させている場合、農地の復旧支援や補償を検討できないか？

貯留機能を有する農地の被災状況（答申素案（6））

議 第 1 号
資 料

被災状況について

- ・令和4年8月4日から5日にかけて、長浜市と福井県境を中心に時間雨量約90mm、累計305mmの豪雨が発生。
- ・山田川合流部の霞堤より洪水が貯留機能を有する農地等へ氾濫。
- ・農作物等に甚大な被害が発生。



写真：山田川合流部からの洪水状況
(R6.8.5)



画像：R6.8.6 近畿地方整備局きんき号映像の切り取り

貯留機能を有する農地への補償の現状（答申素案（6））

議 第 1 号
資 料

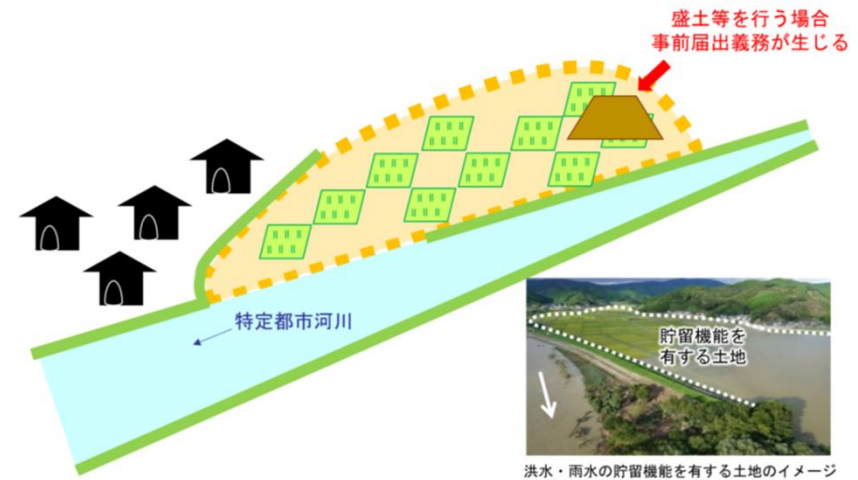
現状の補償制度について

- ・洪水調整機能を有している農地等に対し、浸水被害への対応を求められている。
- ・霞堤背後地の浸水被害に対する補償については、霞堤の有無にかかわらず、その土地利用に応じ、農業共済制度や災害復旧制度を活用する事が基本となっている。

国の動向について

- ・令和3年の特定都市河川浸水被害対策法の改正に伴い、設けられた貯留機能保全区域指定制度は、指定されると農地としての土地利用の維持が必要となる一方で、河川管理者が当該区域における土砂掘削等の環境整備が可能。

貯留機能保全区域の概要



- ・河川に隣接する低地その他の、洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを、土地所有者の同意を得た上で指定する区域。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能を阻害する行為に対し、事前の届出が義務付けられる。

背景・課題

- 洪水・雨水の貯留機能の保全を図る事が出来る一方、土地所有者には、洪水・雨水出水時に浸水を許容していただく必要がある。
- 土地所有者に負担が偏らないよう、負担軽減に地域の関係者が協力するインセンティブを高める必要がある。

制度拡充事項

- 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水支援
※対象：地方公共団体
- 貯留機能保全区域における土砂掘削等の環境整備
※対象：河川管理者

答申素案

(7)社会構造の変化を踏まえ、防災部局、教育関連部局等との連携を一層強化するとともに、水辺に親しむ活動等を通じて“わがこと”として地域防災力の向上を進める施策を推進されたい。＜そなえる＞

多くの地域で高齢化が進行し、市街地では新興住宅が整備されてきている。このような背景から、過去から受け継がれてきた水害に対する知恵や備えが伝承されなくなっている。また、流域治水条例で取り組んでいる防災学習について、継続的に実施しているのは一部の小学校に留まっている。

避難情報等の発信については、県・市町それぞれがIT・IOT技術を活用し、様々な情報を発信している。IT・IOT技術の進歩により便利になった一方で、情報過多となっており、利用する側にとっては、必要な情報の入手先に迷いが生じており、情報発信側の連携・統合・利便性の向上が課題となっている。

要配慮者施設の避難確保計画作成については、水害協の取組の中で作成状況の進捗確認や作成に向けた課題の共有を、要配慮者避難行動計画作成については防災部局と福祉部局による「防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）」によって作成支援を行っている。

グリーンインフラについては、土木交通部で「滋賀のグリーンインフラ取組方針」を検討しており、令和6年度末に取組方針を策定予定。

主な意見（「そなえる」対策）

IOT等を活用した迅速な避難を促す対策

居住者だけでなく旅行などで訪れた人に避難情報等を伝達する仕組みを考える必要がある。

隣家との関わりが希薄で災害時の協力体制が構築されていない新興住宅への対応が必要。

地域の防災力を高めていくには、水害履歴調査結果を次世代へ伝承・共有することが有効。

主な意見（取組方針）

グリーンインフラなど環境に配慮した流域治水の推進

Eco-DRRを含めた新しい時代の治水対策を検討すべき

災害履歴の伝承と教育の現状（答申素案（7））

議 第 1 号
資 料

災害履歴の伝承について

- ・地域防災力を強化するためには、地域の水害に対するリスク情報の共有が必要となるが、水害体験者の高齢化や新興住宅の建設など、地域の過去の水害履歴の伝承が難しくなっている。
- ・県では平成21年より、滋賀県内で発生した災害について聞き取り調査を開始。（災害履歴調査）
- ・「滋賀県水害情報発信サイト」により災害履歴調査結果を広く県民へ発信し、県民の防災意識の向上と災害への備えにつながるよう「みんなでつくるデータベース」として地域住民とともに充実を図っている
- ・ポータルサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)

小学校等への防災教育について

- ・県内4つの小学校と継続的に自然災害への備えの一環として4年生を対象に出前講座を実施。
（座学、川とのふれあい、浸水歩行体験、水点標で水害を体感など）
- ・その他、自治会や消防団等に対し年間40回程度防災に対する出前講座を実施。

学校教育との連携状況



・座学実施状況

- ・県内の小学校へ要望に応じて出前講座を実施しているものの、継続的に実施しているのは一部の小学校に留まっている。
- ・他の県内小学校に対し継続した防災教育の推進が課題。



・浸水歩行体験



・川の流れの強さ体験

IT・IOTによる情報発信の現状(答申素案(7))

議 第 1 号
資 料

情報発信の状況

- ・避難指示や避難所の開設状況は市町村が情報発信。
- ・県は雨量や河川水位、河川防災カメラ等
- ・情報を受け取る側の事が考慮されていない。
- ※複数の選択肢があり、災害時どの情報を確認すればいいか判断出来ない。

情報配信サービス(例)

長浜市・滋賀県ではLINEやメールにて防災情報の配信を行っています。

長浜市

しらが
(滋賀県)

LINE

メール

LINE

メール



滋賀県トップページ

滋賀県防災ポータル

避難指示等発令 避難所開設

防災情報マップ (ハザードマップ)

雨量・水位

滋賀県土木防災情報システム

滋賀県土木防災情報システム

統括情報

① 気象情報

② 洪水予報・水位周知

③ 土砂災害警戒情報

④ 土砂災害降雨危険度

⑤ 地域区分別危険度一覧

⑥ レーダー雨量(気象庁)

⑦ リアルタイムマップ (GIS)

⑧ 雨量観測情報

⑨ 水位観測情報

⑩ ダム観測情報

⑪ 水位予測

⑫ 解説

⑬ 河川防災カメラ

⑭ 土砂災害警戒区域等マップ

⑮ 関連リンク

気象情報

① 滋賀県全域の気象情報が確認できます。

発表状況 発表文

滋賀県全域 気象注意報・警報・特別警報等発表状況

最新 2021年05月21日 06時32分 現在

記録的短時間大雨情報 発表なし

地域気象	特別警報	警報	注意報	地域気象
次細分区域	大雨	大雨	大雨	次細分区域
市町	大雨	大雨	大雨	市町
彦根市				彦根市
愛荘町				愛荘町
豊郷町				豊郷町
甲良町				甲良町
多賀町				多賀町
長浜市				長浜市
米原市				米原市
高島市				高島市
大津市北部				大津市北部
大津市南部				大津市南部
草津市				草津市
守山市				守山市
栗東市				栗東市
野洲市				野洲市

滋賀県全域 土砂災害警戒情報

② 警戒対象地域 警戒レベル4相当

※ 土砂災害危険箇所が存在しない地域

土砂災害降雨危険度

③

極めて危険 実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過 警戒レベル4相当

非常に危険 予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過 警戒レベル4相当

警戒 実況または予想で大雨警戒発表基準の土壌雨量指数を超過 警戒レベル3相当

注意 実況または予想で大雨注意発表基準の土壌雨量指数を超過 警戒レベル2相当

水位観測情報

④ 知りたい地点の水位が確認できます。

現況図 一覧表

最新 2024/05/14

観測所名 川合

管理者 長浜土木 木之本 支所

水位 0.49m

詳細 表示 閉じる

川合(高時川) 令和4年8月5日

計画高水位 4.00m

氾濫危険水位 3.10m

警戒レベル4相当 警戒レベル3相当

警戒レベル2相当 警戒レベル1相当

実測水位

滋賀県土木防災情報 河川防災カメラ

⑤ 知りたい地点のカメラ画像が確認できます。

カメラマップ

滋賀県全域

凡例

河川防災カメラ

正軍水位

水防団待機水位

はん濫注意水位

避難判断水位

はん濫危険水位

計画高水位

欠測/未観測

川合(高時川)

色々な防災情報が確認できます。

議 第 1 号
資 料

要配慮者避難行動計画策定に向けた取組状況について

- ・災害時の犠牲者の6割が高齢者。障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍。
※平成23年東日本大震災の被災状況より
- ・防災と保健・福祉の取組を連結させ、市町における個別避難計画作成を推進。避難行動要支援者の避難対策の促進を図る。
- ・全市町で避難行動要支援者名簿の作成済み。
避難行動要支援者数 103,459人
個別避難計画作成済数 13,207人
(令和5年1月末時点 作成率13%)

滋賀モデルの目的

- ## 滋賀モデルの目的と取組の概要

防災・保健・福祉の取組を切れ目なく連結させることにより、市町における個別避難計画作成を推進し、県内での災害発生時における**避難行動要支援者**の避難対策の促進を図る。年齢・性別を問わず、多様な市民が参画し個別避難計画作成を行うことにより、計画作成に携わるすべての住民の災害時の避難への関心を高め、滋賀県の地域特性に合った誰にでも取り残さない防災の実現を目指すことを目的とする。

滋賀モデルの取組概要

滋賀モデルとは、避難行動要支援者のうち、心身の状況・社会的孤立の状況・バサド等から、計画作成の優先度を判断し、特に災害時に被害者になる可能性が高い、優先度の高い方から、地域の実情や特性に応じた個別避難計画作成の取組を進めるための標準的な手順を示すモデル。

市町毎に**滋賀モデル推進協議会(仮称)**を設置し取組を推進
(当該市町(防災担当・保健・福祉担当)、社協、民生委員、地域包括支援センター、

- ①市町圏域(防災・保健・福祉担担)を対象とする研修会【県主催】
メロニ事業が完了→来る2年分の必要となる整備
- ②市町域における防災・福祉推進協議会(仮称)の設置、開会【市町
担地組】
市町域の防災・福祉推進協議会(仮称)の設置、開会について、現地対策の調整検討
- ③保健・福祉推進計画を対象とする防災能力向上実地研修会【市町主催】
講義(災害リスク予防の仕組み)→ビデオの講義、実地研修(市町)の講義
演習(個別避難計画を作成・実施、地域調査など)→模擬体験等
- ④インクルージョン・マネージャー養成研修【県主催】
境界連絡者(インクルージョン・マネージャー)の育成
- ⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修【市町】
計画作成対象者や地域住民(自主防災組織等)を対象とする研修
- ⑥当事者や、地域防災委員の集まる集まる【保健・福祉担担、当事者
個別避難計画の作成支援等】を活用し、当事者力アップメント、地域防災委員
個別避難計画の作成
- ⑦個別避難計画の作成【保健・福祉担担、当事者、自治会など】
当事者、自主防災委員会、関係機関、行政機関等による地域調査連動(サー
ケイマボの作成等)とともに、ハイ・タイムラインと地域防災計画(入札)を
⑧個別避難計画検証のための防災訓練【市町、保健・福祉専門専門、
作成した計画の実効性の検証、訓練終了後、計画の再確認、検討・見直しを行う
- ⑨防災委員と地域のたの意見交換会の設置、開会【県主催】
- ⑩避難防災と保健、福祉の連携推進プロジェクト【県主催】



滋賀のグリーンインフラ取組方針の概要（答申素案（7））

議 第 1 号
資 料

グリーンインフラの定義

自然環境（**滋賀の風土**）が持つ多様な機能を積極的に活用し、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進める
一石多鳥の取組

基本理念

- ・誰もがグリーンインフラの多面的な機能（本来目的+α）を考えて実践
- ・個人～地域レベルでの課題を同時解決
- ・全ての施策（ハード・ソフト）を対象



トータルマネジメントによる機能の最大化

これを実現するため

滋賀が取り組むグリーンインフラ取組方針（案）（令和6年度末策定予定）

～ 国の実践ガイドの構成を基に、滋賀らしさを追加して具体化 ～

01

基本編

グリーンインフラに取り組む必要性、目指す効果の全体像

02

実践編

国 実践ノウハウ
+
滋賀県 滋賀らしさの具体項目を明示

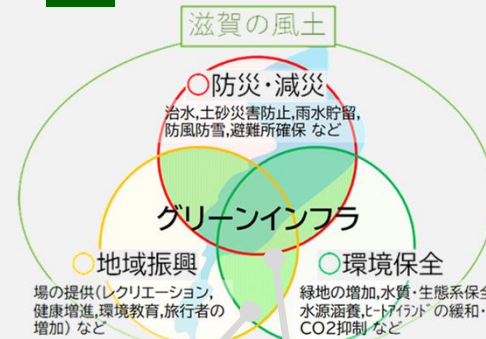
03

資料編

国 データ項目の列記
+
滋賀県 滋賀独自データ
〔地先の安全度マップ
生物分布図など〕

滋賀県のグリーンインフラ取組事例

3つの機能で実施済みの事業を整理



ビワイチ



メタセコイヤ

経緯・今後の予定

R3 国がグリーンインフラ社会実装推進検討会を設置し、実践ガイド策定に向けて着手

R4 滋賀県でグリーンインフラの概念を共有

すでに実施している事業を収集整理し、**事例集を作成**



滋賀県が取り組む
グリーンインフラ
事例集

個人から地域レベルまで
様々な諸課題の解決に向けた
方策を立てる仕組みが必要

R5 取組方針の骨子作成

懇話会等を通じて、論点、課題を整理しながら、環境・生物等の専門的な知見を収集

R6 取組方針の策定

R7 グリーンインフラの実践

個別事業だけでなく、地域の中での様々な取組みを連携